

兵庫県公報

令和4年5月17日 火曜日 第311号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

	ページ
○ 令和4年度消防設備士試験の実施(消防保安課)	1
○ 県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定及び関係書類の縦覧(農地整備課)	3
○ 漁業法に基づく聴聞の実施(水産漁港課)	4
○ 東播都市計画道路事業の事業計画の認可(令和4年近畿地方整備局告示第44号)(道路保全課)	4
○ 重要調整池に係る検査の結果(中播磨県民センター)	4

公 告

○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の無効公告(税務課)	5
---	---

但馬海区漁業調整委員会公告

○ 漁業法に基づく指示(但馬県民局)	6
--------------------------	---

告 示

兵庫県告示第608号

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の8に規定する消防設備士試験を、一般財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

令和4年5月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 試験日時

(1) 第1回

期 日	時間帯	試験の種類	試験時間
令和4年 8月6日(土)	午前	乙種第1類、第2類、第3類、第5類、第6類	午前10時00分から 午前11時45分まで
	午後	甲種第4類	午後1時00分から 午後4時15分まで
		乙種第4類、第7類	午後1時00分から 午後2時45分まで
同月7日(日)	午前	甲種特類	午前9時30分から 午後0時15分まで
		甲種第1類、第2類、第3類、第5類	午前9時30分から 午後0時45分まで

(2) 第2回

期 日	時間帯	試験の種類	試験時間

令和5年 1月21日(土)	午前	乙種第1類、第2類、第3類、第4類、第5類、第7類	午前10時00分から 午前11時45分まで
	午後	甲種第4類	午後1時00分から 午後4時15分まで
同月22日(日)	午前	乙種第6類	午前10時00分から 午前11時45分まで
	午後	甲種特類	午後1時00分から 午後3時45分まで
		甲種第1類、第2類、第3類、第5類	午後1時00分から 午後4時15分まで

(注意) 第1回及び第2回とも同一時間帯で2種類以上の受験はできない。ただし、電気工事士の資格を有することにより試験の一部免除を受ける者に限り、第1回は甲種第4類と乙種第7類、あるいは第1回及び第2回とも乙種第4類と乙種第7類との複数受験ができる。都合により試験場所・試験時間帯等変更になる場合がある。

2 試験場所

第1回・第2回とも

兵庫県立兵庫工業高等学校 神戸市兵庫区和田宮通2丁目1番63号

3 試験方法

消防法第17条の8第1項に規定する試験を行う。

(1) 筆記試験

消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第33条の10に掲げる科目について試験を行う。

(2) 実技試験

消防用設備等の設置及び維持に必要な技能について記述式にて行う。

4 受験資格

(1) 甲種特類

消防法施行規則第33条の8第2項の規定に該当する者

(2) 甲種

消防法第17条の8第4項の規定に該当する者

(3) 乙種

受験資格は問わない。

5 受験手続

(1) 書面による受験手続

受験願書に必要な書類をそろえ、(5)のとおり受付期間中に受付場所へ持参し、又は簡易書留郵便等の送達確認可能な方法で送付する。

(2) 電子申請による受験手続

一般財団法人消防試験研究センターのホームページ(<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>)から必要事項等の入力を行い送信する。

ただし、受験資格及び科目免除資格の内容により電子申請できない場合がある。

(3) 資格証明書類

ア 甲種消防設備士試験受験者

受験資格を有することを証明する書類

イ 試験科目免除者

消防法施行規則第33条の11第1項から第6項までに該当することを証明する書類

(4) 受験願書の配布場所及び配布期日

次の場所で6月上旬頃より配布する。

県下各消防本部、県下各県民局、県民センター、姫路市役所家島事務所、兵庫県危機管理部消防保安課及び一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急耐震工事計画を令和4年4月27日に定めたので、緊急耐震工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和4年5月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	岩岡町甲7号池地区	令和4年5月17日から 同年6月6日まで	神戸市役所



兵庫県告示第610号

漁業法（昭和24年法律第267号）第131条第2項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

令和4年5月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 件名
漁業関係法令違反に係る停泊処分
- 2 日時
令和4年5月25日（水）午前10時00分から午前10時15分まで
- 3 場所
兵庫県庁 1号館1階 B会議室



兵庫県告示第611号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、東播都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（令和4年近畿地方整備局告示第44号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業
3.5.41号野村蒲江線
- 3 事業施行期間
令和4年3月17日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県西脇市下戸田字城ノ下及び字時ノ堂下並びに上野字西谷及び字芝添地内
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第612号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和4年5月17日

中播磨県民センター長 法 田 尚 己

- 1 重要調整池の所在地
姫路市夢前町高長字堤ノ奥450番外
- 2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社京電	京都市西京区大枝中山町10-225	肥 後 庸 一
株式会社エムアップ	南あわじ市松帆江尻17	前 川 肇

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証及び免税証は、紛失の日から無効とする。

令和4年5月17日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局、 県民センター	紛失年月
船舶	A303270	令和5年5月6日	姫路市	中播磨県民セ ンター	令和4年3月
農業等	B303225	令和5年3月31日	佐用郡佐用町	西播磨県民局	同上
農業	A303290	令和5年5月19日	丹波市	丹波県民局	令和3年6月

免税証

種類	用途	記号・番号	有効期限	枚数	免税証に記載された販売 業者の所在及び名称	交付県民 局、県民セ ンター	紛失 年月日
20 リットル 券	船舶	1402113 ～ 1402114	令和4年 5月31日	2	姫路市砥堀梨ノ木88-1 株式会社ナカムラチェン ジアップステーション砥 堀	中播磨県民 センター	令和4年 3月1日
20 リットル 券	同上	1402117 ～ 1402173	同上	57	同上	同上	同上
100 リットル 券	農業	1143926 ～ 1143935	令和4年 5月19日	10	丹波市市島町上竹田1083 荻野石油株式会社	丹波県民局	令和3年 6月30日

但馬海区漁業調整委員会公告

漁業法に基づく指示

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、但馬海区におけるベにずわいがにかご漁業について、次のとおり指示する。

令和4年5月17日

但馬海区漁業調整委員会
会長 上田 良介

1 指示番号

但馬海区漁業調整委員会指示第77号

2 指示事項

北緯37度30分10秒以南、東経133度59分50秒以東の兵庫県日本海海面においては、令和4年6月1日から同月30日までの間、ベにずわいがにかご漁業を営んではならない。

3 指示の有効期間

令和4年6月1日から同年6月30日まで